男性労働者の育児休業等取得率の公表

育児・介護休業法の改正により、従業員が 1,000 人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年１回公表することが義務付けられました。

独立行政法人労働者健康安全機構の 2022 年度における男性労働者の育児休業等取得率を次のとおり公表します。

公表前事業年度	2022 年度 （2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）
男性労働者の育児休業等取得率	28.4%

公表日：2023 年６月 27 日